

くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ
所在地 国立市富士見台 1 丁目 44 番地の 1

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人国立市社会福祉協議会
所在地 国立市富士見台 2 丁目 38 番地の 5

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで